

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで
昭和45年に結婚して以降、私の国民年金保険料については、妻が納めていた。申立期間のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年2月の時点は、第1回特例納付の実施期間中（昭和45年7月から47年6月まで実施）である上、申立人の44年12月から申立期間直前の46年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっていることから、当該期間の保険料については、時期は特定できないものの、国民年金手帳記号番号が払い出された時点から第1回特例納付が実施された47年6月までの間に特例納付及び過年度納付により遡及^{そきゅう}して納付されたものと推認できる。

さらに、上記納付が行われたと考えられる期間において、申立期間の国民年金保険料については現年度納付（上記納付が行われた時期によっては一部過年度納付）することが可能である上、申立期間直後の昭和47年4月以降の保険料については現年度納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

当該期間のうち、昭和45年11月及び同年12月は、国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできないが、45年4月から同年10月までの期間及び46年1月から同年6月までの期間については、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年6月まで

申立期間について、月額280円から300円程度の国民年金保険料をA村(現在は、B市)C出張所において納付していた記憶がある。

なお、申立期間中の昭和45年11月から46年1月までの共済組合加入期間は、平成20年6月に新たに加入記録が確認され、訂正されたものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における国民年金保険料の納付状況についての説明は具体的であり、納付した場所及び納付方法は当時の状況と合致している上、納付額も当時の保険料額と近似していることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間については、共済組合加入期間と国民年金の未加入期間となっており、申立人が国民年金に加入した記録は無いが、当該記録は平成19年4月以降に行われた記録補正によるものであり、申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間は国民年金の被保険者として記録されていることから、申立期間当時は国民年金の加入期間として管理されていたことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時、申立人と同姓で名前の発音が同じ被保険者が同じA村内におり、村の被保険者名簿はこの被保険者と申立人のデータ(名前、住所、生年月日等)が混在した状態で管理されていた経緯があり、記録管理が不適切であったことが認められ、申立期間が納付済みとなっている当該被保険者名簿

の記録は申立人の納付実績に基づくものである可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。このうち、昭和45年11月1日から46年1月30日までは共済組合の組合員であったことから、申立人は国民年金被保険者になり得ず、当該期間の年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から51年3月まで

A市に居住していた時の国民年金保険料の納付記録が無くなっている。当時、婦人会又はPTAの役員が毎月1回、家に集金に来ており、納付した際に領収の細かい紙をもらっていたと思う。A市在住時の保険料は、当初は月200円から300円、その後500円ぐらいまで上がったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月に国民年金に任意加入した後、申立期間を除き、国民年金の任意加入と強制加入の変更手続、及び国民年金の第3号被保険者と第1号被保険者の種別変更手続を適切に実施している。

また、申立人は、申立期間前後に居住していた3市においても転入時から国民年金に任意加入しており、国民年金保険料も納付済みであることから、申立人の国民年金の任意加入に対する意識は高かったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳(旧台帳)、申立人が所持している母子手帳等により、申立人は申立期間当時A市に住所があったものと推認できる上、申立人は、申立期間当時、婦人会等の役員による国民年金保険料の集金が行われていたとしているところ、申立期間当時居住していた地域の隣人に聴取した結果、当該隣人が所持している国民年金保険料の領収書から、少なくとも昭和48年度ごろまでは集金人による国民年金保険料の集金があったことが確認できる。

加えて、申立人が当時集金人から受け取ったとする国民年金保険料の領収書の形態も上記隣人が所持している領収書と類似している上、申立人が記憶している国民年金保険料についても当時の保険料額と近似していることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

このほか、申立期間当時の隣人が「当時集金していたのは、国民年金だけだったと思う」と証言していることから、国民年金以外の集金があったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで
集金人に勧められて国民年金に加入し、将来年金をもらえるようにきちんとしてくれると言うので、さかのぼって国民年金保険料を納付したこともある。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外、国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しており、申立人の夫についても、国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しているなど、申立人及びその夫は共に納付意識が高かったと考えられる。

また、申立人は、集金人に「将来年金をもらえるようにきちんとしてあげる。」と言われ、さかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、i) 町に照会した結果、期間は明確ではないが、申立人が供述している氏名の集金人が申立人の居住していた地域を担当していたことが確認できること、ii) 申立人の所持している領収書によると、申立人及びその夫は共に、本来は時効により納付することができない期間の保険料を一括納付していることが確認できることから、申立内容は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

さらに、同じ集金人に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫については、保険料の未納期間が生じないように上記の期間以外にも遡^{そきゅう}及して納付している形跡がある上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年4月以降に第1回特例納付が実施されているが、申立人が居住していた町においては、特例納付による保険料を預かっていたことが確認できることから、申立人は特例納付期間において、集金人に特例納付による保険料を預けることも可能であったこと等を踏まえると、申立人が申立期間の保険料のみをあ

えて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和26年1月10日及び同年8月24日、資格喪失日は同年8月8日及び同年10月27日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、昭和26年1月から同年9月までの標準報酬月額については3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月10日から同年8月8日まで
② 昭和26年8月24日から同年10月27日まで

申立期間については、一緒に乗船していた船長についての記憶もあり、乗船していたことは確かであるが、船員保険の加入記録が無いので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳のA丸の乗船記録では、申立期間①については、昭和26年1月10日雇入、同年8月7日雇止の記録、申立期間②については、同年8月24日雇入、同年10月26日雇止の記録があることから、当該期間にA丸に乗船していたことが確認できる。

また、申立人は申立期間及び前後の期間も含め船長と一緒に乗船していたと申し立てており、社会保険事務所の船員保険被保険者名簿では、申立期間前後については、両者の記録が確認できるところ、申立期間のみ船長の記録は確認できるが、申立人の記録は確認できない。

一方、社会保険事務所が保管する申立人の船員保険被保険者名簿において、昭和25年11月20日に資格を喪失した記録が確認できるが、申立期間に係る資格の得喪の記録は無い。ところが、同名簿の「標準報酬等及び変更年月日」欄に、標準報酬を26年1月に4等級に変更した旨の記載がある上、備考欄に同年10月1日の記載も確認できる。さらに、前述の船長の被保険者記録

は社会保険業務センターが保管する旧台帳では確認できない。これらは説明のつかない矛盾した記録であることから、社会保険事務所の記録管理が不適切であったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 26 年 1 月 10 日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 8 日に喪失して、再び同年 8 月 24 日に資格を取得し、同年 10 月 27 日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 26 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、社会保険庁の記録から 3,500 円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月3日まで

平成19年1月に厚生年金保険の手続に行ったところ、A社からB社へ移籍したころの昭和44年6月30日から同年7月3日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに気付いた。その後年金特別便が届き、そのままでは納得できなかったため、第三者委員会へ申し立てた。

移籍に係る当時の稟議書と辞令請書の写しをA社からもらってきたので添付する。当時同社からは、移籍に伴い契約が一旦切れるとの説明は一切無かったので、厚生年金保険に継続して加入しているものと思っていた。同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和44年7月3日に訂正していただくことを申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録並びに申立人が所持しているA社の稟議書及び辞令請書の写しから判断すると、申立人は申立期間にも同社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同

時期にA社からB社に移籍した35人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該移籍に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和44年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月10日から44年9月3日まで

中学校を卒業してA社に入社し、昭和44年9月に一緒に働いていたB氏、C氏と3人で同社を退職した。60歳になり、厚生年金保険の手続の際に同社に勤めていた43年9月10日から44年9月3日までの厚生年金保険の加入期間が空白になっていることが分かった。申立期間の給与支払明細書を添付するので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与支払明細書及び雇員名簿（入退社日等を記載した資料）により、申立人がA社に申立期間においても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管している給与支払明細書に記載された申立人の厚生年金保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主による被保険者報酬月額算定届及び資格喪失届の提出等いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和43年9月10日を資格喪失日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から44年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 346

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月10日から44年9月3日まで

厚生年金保険の期間照会を行ったところ、A社に勤めていた昭和43年9月10日から44年9月3日までの厚生年金保険の加入期間が空白となっていた。申立期間の給与支払明細書を添付するので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与支払明細書及び雇員名簿（入退社日等を記載した資料）により、申立人がA社に申立期間においても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管している給与支払明細書に記載された申立人の厚生年金保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主による被保険者報酬月額算定届及び資格喪失届の提出等いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和43年9月10日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から44年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 497

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から61年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から61年11月まで
申立期間当時、退職後に国民年金に夫婦共加入し保険料を納付した記憶がある。納付金額は覚えていないが、妻は納付しているのに私の分が未納になっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金への加入手続等を行ったとする申立人の妻に聴取したところ、申立人の加入手続は昭和55年4月に夫婦一緒に行ったとしているが、申立人が所持している国民年金手帳には国民年金への加入記録は無い上、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の前後における国民年金手帳記号番号の払出状況を調査しても申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間のうち、昭和55年3月から61年3月までの期間は国民年金の未加入期間となっているため国民年金保険料を納付することはできず、同年4月から同年11月までの期間は平成9年11月に国民年金加入期間として追加されたため、それまでは国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することはできなかったこととなる。

加えて、国民年金の加入記録が追加された平成9年11月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 45 年 3 月までの期間、59 年 6 月から 60 年 12 月までの期間及び 61 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 59 年 6 月から 60 年 12 月まで
③ 昭和 61 年 9 月

申立期間①は、結婚して 1 か月後か 2 か月後に義母に勧められて国民年金に加入し、保険料は、義母及び夫と共に婦人会の月当番による集金で毎月納付し、納付時にもらったシールは国民年金手帳へ貼り付けていた記憶がある。このことは、当時、町内の婦人会役員をしていた人と、夫に聞いてもらえば分かる。

申立期間②及び③は、離婚して A 市から B 町（現在は、C 市）へ転居した後のことで、不確実だが、保険料は分割で納付していたと思う。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 4 月に払い出されているが、その時点では、申立期間①の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、A 市の記録によると、昭和 46 年度分の国民年金保険料は申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 2 日後に一括納付されており、45 年度分についても過年度納付されていることから、この時点から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、申立人の元義母及び元夫の分と一緒に婦人会に納付していたと主張しているが、申立人の元義母は国民年金への加入歴が無い上、申立期間①当時の婦人会役員及び申立人の元夫から聴取したものの、i) 当時の婦人会役員は、申立人から保険料の徴収を行った時期は不明としており、ii) 申立人の元夫も、当時の記憶は不明確であるとしていることから、申立期間①の保険料の納付については確認できなかった。

その上、申立期間②及び③については、申立人の納付状況に係る記憶が明確でない上、社会保険庁の記録によると、i) 申立期間②の始期である昭和59年6月の申立人の国民年金被保険者資格の再取得は適用漏れによるものであるため、時期は特定できないものの後日資格を再取得したものであること、ii) 申立期間②直後の61年1月から同年8月までの保険料及び申立期間③直後の同年10月から62年3月までの保険料は過年度納付されているため、少なくとも当該納付は同年5月以降に行われたものであることが推認できることから、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付を適切に実施していなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで

夫が、市役所に勤務する同級生から昭和 57 年の寒い時期に、在日外国人も国民年金に入れると話を聞き、遅くとも同年 4 月分からは納付した。申立期間の国民年金保険料については、市役所の国民年金課に夫が納付したので未納とされていることには納得できない。58 年 4 月以降は、現在まで 1 年間分を口座引き落としにしていると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、預金通帳等)は無い。

また、申立人の夫は、在日外国人が国民年金に加入できるようになった昭和 57 年の寒い時期に国民年金に加入できることを同級生から聞き、遅くとも同年 4 月分の保険料からは市役所において納付したとしているが、申立人の夫は国民年金の加入手続についての記憶が無い上、国民年金手帳記号番号は 58 年 7 月 21 日に夫婦連番で払い出されており、当該手帳記号番号の直前の国民年金任意加入被保険者の手帳記号番号が同年 7 月 13 日に払い出されていることから判断すると、申立人夫婦の加入手続が 57 年 4 月以前に行われ、同年 4 月分からの保険料を納付したとは考え難く、申立期間について、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の夫は、昭和 58 年 4 月以降の国民年金保険料については銀行の口座引き落としにより納付していると思うとしているが、申立人の夫が口座引き落としを行っているとする銀行に照会しても口座引き落としの時期は確認できない上、市に照会した結果においても、銀行の口座引き落としが開始された時期は 60 年ごろであるとしており、申立人に係る社会保険庁の記録及び市

が保管している国民年金被保険者名簿によると、59年8月に昭和58年度の国民年金保険料を過年度納付していることから、申立内容に不合理な点が見られる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで

市役所に勤務する同級生から昭和 57 年の寒い時期に在日外国人も国民年金に入れると話を聞き、遅くとも同年 4 月分からは納付した。申立期間の国民年金保険料については、市役所の国民年金課に納付したので未納とされていることには納得できない。58 年 4 月以降は、現在まで 1 年間分を口座引き落としにしていると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、預金通帳等)は無い。

また、申立人は、在日外国人が国民年金に加入できるようになった昭和 57 年の寒い時期に国民年金に加入できることを同級生から聞き、遅くとも同年 4 月分の保険料からは市役所において納付したとしているが、申立人は国民年金の加入手続についての記憶が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は 58 年 7 月 21 日に夫婦連番で払い出されており、当該手帳記号番号の直前の国民年金任意加入被保険者の手帳記号番号が同年 7 月 13 日に払い出されていることから判断すると、申立人夫婦の加入手続が 57 年 4 月以前に行われ、同年 4 月分からの保険料を納付したとは考え難く、申立期間について、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、昭和 58 年 4 月以降の国民年金保険料については銀行の口座引き落としにより納付していると思うとしているが、申立人が口座引き落としを行っているとする銀行に照会しても口座引き落としの時期は確認できない上、市に照会した結果においても、銀行の口座引き落としが開始された時期は 60 年ごろであるとしており、申立人に係る社会保険庁の記録及び市が保管し

ている国民年金被保険者名簿によると、59年9月に昭和58年度の国民年金保険料を過年度納付していることから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から12年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から12年12月まで

60歳になった平成8年に、寡婦年金の手続で市役所に行った際に、市役所の職員から、年金が増えるからと国民年金への任意加入を勧められ、加入した。国民年金保険料については、郵便局の口座からの引き落としを行っていたので、申立期間が未納となっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵便局の口座からの引き落としにより納付していたとしているが、ゆうちょ銀行に申立期間の一部である平成11年1月1日から同年12月31日までの申立人の貯金の払出記録を確認したところ、申立人の口座から国民年金保険料が引き落とされた形跡は無かった。

さらに、申立人は、寡婦年金から申立期間の国民年金保険料が相殺されているのではないかとしているが、制度上、寡婦年金から国民年金保険料を相殺することはできない上、上記期間に申立人の口座に振り込まれた寡婦年金額に不自然さはみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 30 日から 49 年 4 月 15 日まで
私は大学を卒業した年に、当時父親が経営していたA社に入社し、現在まで継続して勤務している。しかし、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が抜けているので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。なお、現在は私が同社の社長である。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、申立人は昭和 46 年 10 月 4 日に資格を取得し、同年 11 月 30 日に資格喪失した後、49 年 4 月 15 日に再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いが、A社が保管している 48 年 7 月及び同年 12 月の賞与台帳に申立人に係る記載があることから、申立人はそのころに同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況については、現在のA社の社長である申立人が提出した上記の賞与台帳、元帳及び決算報告書（昭和 46 年 5 月 1 日から 49 年 4 月 30 日までの分）の写し等に社会保険料等に関する記載は無いため確認できない。

また、申立期間当時のA社の役員のうち連絡が取れた一人及び申立期間に同社で在籍していた同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）のうち連絡が取れた5人に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 28 年 11 月 5 日から 29 年 4 月まで

社会保険事務所に昭和 28 年 6 月から 29 年 4 月までの A 社での厚生年金保険の加入記録を照会したところ、28 年 10 月 1 日から同年 11 月 5 日までの期間以外は厚生年金保険被保険者として認められない旨の回答を受けた。私は、他の事業所を 28 年 5 月 1 日に退職し、B 市の親戚の家に身を寄せながら寮のある職場を探していたが、1 か月ぐらいで A 社に勤め始めた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、昭和 28 年 6 月に申立人の兄と一緒に A 社に入社したとしているところ、申立人の兄の厚生年金保険被保険者記録を見ると、資格取得日が申立人と同じ同年 10 月 1 日となっている。

さらに、申立期間に A 社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、入社約 1 年後に厚生年金保険に加入した旨供述していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理

な点は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 29 年 7 月 1 日まで

昭和 28 年 3 月に高等学校を卒業し、学校推薦で A 社（現在は、B 社。）に入社し、同社の C 部 D 課で勤務していたが、進学のため 31 年 3 月で退職した。社会保険事務所の記録によると、私の同社における厚生年金保険被保険者期間は、29 年 7 月 1 日から 31 年 9 月 1 日となっている。同僚に E 氏、F 氏、G 氏、H 氏、I 氏、J 氏がいた。

昭和 28 年 4 月から働いているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社 K 工場に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚 6 人のうち連絡が取れた二人に照会したところ、二人とも申立人と 2、3 年一緒に勤務したと供述しているものの、申立人の入社時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 7 人のうち連絡先が分かった 4 人に照会したところ、一人については本人が記憶している入社時期と資格取得日がほぼ同じとなっているが、3 人は記憶している入社時期の 8 か月後又は 1 年 2 か月後に資格を取得している上、このうち一人は「私のほかにも入社時期と被保険者となった時期に 1 年ぐらいのズレがあった同僚もいた。」旨の回答をしていることから、同社においては、必ず

しも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社L工場の健康保険厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、昭和29年7月1日に同社の従業員30人と連番で払い出されており、訂正された形跡もなく、記載内容に不自然な点は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月ごろから27年5月ごろまで
私は昭和24年3月に旧制中学校を卒業し、同年4月にA農業協同組合（現在は、B農業協同組合。）に就職した。給与から保険料が天引きされていた記憶はある。また、同僚と年金がもらえるかどうかについて話をした覚えもある。同僚にC氏、D氏、E氏、F氏がいて、先輩にG氏がいた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A農業協同組合における申立人の同僚の供述から、勤務時期の特定はできないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB農業協同組合に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、A農業協同組合が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和27年11月1日であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は、記憶している同僚5人は申立人がA農業協同組合に就職する前から同事業所で勤務していたと供述しているが、社会保険事務所が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、これら同僚5人のうち4人の資格取得日はいずれも昭和27年11月1日以降となっている上、残り一人は、申立人及び本人の供述から申立期間中に退職したと考えられるところ、同名簿には当該同僚の氏名は無い。

加えて、上記同僚のうち連絡が取れた二人に照会したものの、当時の同事

業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった上、上記の被保険者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 27 年 11 月 1 日である同僚に照会を試みたものの、いずれも連絡先が不明なため当時の事情を聞くことはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 351

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から平成 2 年 6 月まで

昭和 51 年 9 月から平成 2 年 6 月までの標準報酬月額は 15 万円とされているが、59 年 10 月分の報酬から 25 万円となり、その金額に基づく厚生年金保険料を引かれていたと思うので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成8年2月14日に解散しており、申立人は申立期間当時の同社の事業主であるため、申立人に照会したところ、当時の賃金台帳、役員報酬変更時の議事録等の資料は処分しているため無いと供述している上、法務局に照会しても、当時の法人登記に係る申請書の添付書類である議事録等の資料は保管していないと回答していることから、申立てに関する事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている昭和59年から61年までの各年10月1日の標準報酬月額は15万円となっており、訂正された形跡も無く、それらの記載内容に不自然な点はみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 352

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 17 日から 42 年 11 月 26 日まで

昭和 38 年 3 月 17 日から 42 年 11 月 26 日までの厚生年金保険の加入期間については、事業所から脱退手当金の話は無く、私も請求していないため、当然厚生年金として受け取れると思っていたにもかかわらず、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険への加入の事実はあるが、脱退手当金を支給済みのため、年金額の計算には算入されない旨の回答を受けた。しかし、脱退手当金を受給した覚えが無いので、いったい誰がいつどのような方法で受給したのか教えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号が申立人の前後である女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 11 月の前後（昭和 40 年 1 月から 43 年 1 月までの期間）に資格を喪失した者 7 人（当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者及び資格取得状況が不明である者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員について資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。また、申立人は同事業所から退職時にミシンをもらったと供述しているところ、同事業所に照会した結果、「当時、当事業所では脱退手当金に係る代理請求を行っており、脱退手当金によりミシンかタンスを購入して退職者に渡していた。」との回答があった上、申立期間当時の複数の同僚が退職時にタンス等を受け取ったと供述し、同僚の一人（昭和 40 年 10 月に資格喪失）は「事業所を退職する時に担当職員に脱退手当金に係る手続を行ってもらった。当時はみんな手続

してもらっていたと思う。」と供述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、上記の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が申立人について記されているとともに、脱退手当金の支給記録が確認できた同僚7人にも「脱」の表示が記載されている。

加えて、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和42年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 353

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 3 月 1 日に A 社（現在は、B 社。）に臨時社員として入社し、42 年 9 月 23 日まで働いたが、38 年 3 月 1 日から 39 年 8 月 31 日までの期間が抜けていることに気付いた。

当時働いていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人と同日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したところ、いずれも本人が記憶している勤務期間に比べて被保険者期間は短くなっており、中には申立人と同様に入社後 1 年 6 か月経過してから被保険者の資格を取得している者も見られる上、同僚のうちの一人は「厚生年金保険の加入期間に臨時工として勤務していた期間が算入されていないと思う。」と供述していることから、同社においては、必ずしも勤務期間すべてについて従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 社の健保記号番号順索引簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 354

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月から 7 年 3 月まで

A社で平成 5 年 2 月から 7 年 3 月まで勤務し、厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与天引きされていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。申立期間には雇用保険にも加入している。また、申立期間以外においては国民年金や厚生年金保険に加入し、保険料を納付しているので同社に勤務している期間だけ保険料を納付していないということは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成 5 年 2 月から A 社で勤務していたと主張しているところ、申立人が所持している雇用保険受給資格者証及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写しにより、申立人が申立期間のうち 6 年 10 月 3 日以降の期間に同社で勤務していたことは確認できる。しかし、同日より前の期間については、同社に係る登記簿謄本によると、同社は 5 年 12 月 10 日設立となっており、同社の事業主に照会したところ、「平成 5 年 12 月 10 日に当社を設立したが、その数か月後までは稼働準備中で従業員を雇い入れなかった。」と回答しており、申立人の主張に不合理な点がみられる。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同社の事業主に照会しても、「当社では厚生年金保険の適用に係る手続を行ったことは無い。また、申立人を数か月間雇用した記憶はあるが、雇用保険のみ加入させていたはずである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月9日から35年12月1日まで
② 昭和37年1月1日から43年8月16日まで

申立期間①については婚姻前のことであるため勤務時期等詳しいことは分からないが、夫は申立期間①中にA事業所、B事業所、C事業所、D事業所、E事業所、F事業所、G事業所、H事業所、I事業所、J事業所、K事業所、L事業所、M事業所、N事業所、O事業所、P事業所、Q事業所及びR事業所で勤務していた可能性がある。

また、夫は申立期間②においてS事業所で勤務していた。

申立期間について、夫が上記の事業所に係る厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻は、申立期間①に係る申立ての18事業所のうち、3事業所(A事業所、B事業所及びC事業所)については、「婚姻前のことであり、申立人から勤務していたことを聞いたことがあるが、勤務時期は特定できない。」と供述しているなど記憶は不明確であり、残りの15事業所については、「申立人から婚姻前にT郡の木材関係の事業所で働いたことがあると聞いたことがあるため、現在、T郡に所在していることが分かった木材関係の15事業所を申立ての事業所として挙げたものであり、申立人がいつどの事業所で勤務していたのかは分からない。」と供述している。

これら18事業所のうち申立人の妻が申立人から勤務していたことを聞いたことがあるとしている3事業所の中で、A事業所については、社会保険

事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B事業所については、申立人の妻は事業所の所在地、申立人の業務内容等は知らないと供述しており、社会保険庁の記録によりU市において同社と名称が同じ事業所(1事業所)が把握できたものの、社会保険事務所に保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、C事業所について、社会保険庁の記録を調査したところ、同じ名称の事業所は確認できず、申立人の妻が覚えている所在地とは異なるが同一市内において、名称が類似する事業所(V事業所)が把握できたものの、社会保険事務所に保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、T郡に所在している木材関係の15事業所については、社会保険事務所の記録によると、E事業所、F事業所、H事業所、I事業所、K事業所、M事業所、N事業所、O事業所、P事業所の9事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、D事業所、G事業所、J事業所、L事業所の4事業所については、厚生年金保険の適用事業所となった年月日はいずれも昭和47年5月以降であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認でき、R事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは30年6月1日、Q事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは31年3月1日であり、申立期間①のうち30年5月31日又は31年2月29日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、社会保険事務所に保管しているこれら2事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間①は約11年間と長期間であるが、申立人が勤務していた時期を特定することはできず、申立人の妻は申立期間①における同僚の氏名を知らないとしており、連絡先も不明であるため、同僚から申立ての事実に係る供述等を得ることはできなかった。

- 2 申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立ての事業所のS事業所と同じ名称の事業所は確認できず、申立人の妻が覚えている所在地とは異なるが同一市内において、名称が類似する事業所(W事業所)があったものの、社会保険事務所に保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、W事業所は昭和40年7月29日に厚生年金保険の適用事業所に該

当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の妻は、申立期間②における同僚の氏名は知らないとしており、連絡先も不明であるため、申立ての事実に係る供述等を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人及び申立人の妻は申立期間②において国民年金に加入しており、このうち昭和41年10月から42年3月までの期間は夫婦共に国民年金保険料の申請免除期間となっている。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。